

平成21年11月30日

生駒市議会議長 中谷尚敬 殿

市民福祉委員会委員長 矢奥憲一

## 委員会調査報告書

当委員会で調査した事件の調査結果について、生駒市議会会議規則第107条の規定により、下記のとおり報告します。

### 記

- 1 派遣期間 平成21年10月28日(水)～29日(木)
- 2 派遣場所 東京都世田谷区及び静岡県静岡市
- 3 事 件 (1) 健康づくりの推進に向けた施策展開について
  - ① 世田谷区健康づくり推進条例について
  - ② 静岡市健康福祉基本条例について
- 4 派遣委員 矢奥憲一、樋口清士、山田正弘、中野陽泰、伊木まり子
- 5 概 要 別紙のとおり

## 別紙

|        |   |
|--------|---|
| 視察先    | 東京都世田谷区   |
| 施策等の名称 | 「世田谷区健康づくり推進条例」の制定とこれに基づく健康づくり施策  |
| 視察の目的  | 健康づくりに係る条例を制定し、これを根拠として総合的、体系的、計画的に健康づくり施策を展開している世田谷区を対象として、条例制定の経緯、健康づくり施策の推進状況、推進体制等について実態を把握する。  |
| 施策等の概要 | <p>国の健康増進法、食育基本法に基づき、平成14年に「健康せたがやプラン」が策定され、10年計画で実施中であるという背景のもと、後に策定された世田谷区基本計画（平成17年度から平成26年度）において、「健康でやすらぎのあるまち」を実現するという計画が立てられたため、健康づくりを支援する条例の必要性が検討され、実施計画に条例制定を盛り込み、平成18年3月に「世田谷区健康づくり推進条例」が議決された。条例により区、区民、地域団体及び事業者の協働による健康づくり推進が規定され、条例により3者の目標、役割、行動計画を「行動指針」として策定することや行動計画である「健康づくり計画」を策定すること、また、健康危機管理に対する施策を義務付けている。</p> <p>条例制定の効果として、1. 健康づくりについての区の方向性や考え方が明確化したことや、健康づくりは個人の問題から地域全体で考える問題であることなどが明記されたため、区民の協働による健康づくりへの理解が促進した。2. 区の内部において、健康づくりの必要性についての理解が広がり、健康づくり関連予算も確保しやすくなった。3. 保健所としての仕事がしやすくなったことなどが挙げられている。</p> <p>具体的な健康づくり施策として、区民の寄附金を活用した健康づくり推進事業や健康づくりメニューの団体への出前講座、禁煙・分煙対策実施施設登録制度の制定、地域への運動指導員の派遣などの協働による取組がある。また、がん検診において、検診実施後、精密検査が必要な人に対し、世田谷保健所が徹底的に精密検査を行い治療に結びつけている。</p> |
| 考察     | <p>健康づくりの推進は1986年のWHO オタワ憲章において定義された『ヘルスプロモーション』の考え方にに基づき、それまでの個人による取り組みから、社会全体の取り組みへと方向転換し今日に至っている。</p> <p>行政が主体的に市民の健康づくり施策を実施していくためには、健康とは何かの認識、健康づくりの問題が個人の問題ではなく地域の問題であることの認識、その認識の前提に立って行政が健康づくりに取り組むことの意義などを明確化し、市民に理解して頂くことが必要である。</p>  |

|        |   |
|--------|---|
|        | <p>そのためにも、健康づくりに係る条例を制定することが必要であり、この条例に基づく基本計画の策定と基本計画に基づく関連施策の総合的、体系的な展開が必要となる。</p> <p>また、展開方向としては、家庭、地域、学校、職場などの健康づくりの推進に向けた環境づくりと個人の行動変容を促すことが重要であり、そのための行政、市民、事業者等の役割分担と連携、さらには市内各関係分野相互の役割分担と連携が重要となる。そこには医療従事者（医師会）の関与も必要であり、計画策定などの段階から十分に協議を行うことが求められる。</p> <p>さらに、計画の実施状況の事後評価など、PDCA サイクルを運用できるよう、計画の進行管理のためのしくみ、体制の整備が求められる。</p> <p>現在、生駒市では「健康いこま21」が策定されているが、生駒市の健康づくり推進には、その内容、実施体制、進行管理のしくみなどに不十分な点を確認できる。そのため、まず、健康づくりの意義、その進め方に対する基本方針等を規定する条例を制定し、この条例を前提として計画の見直し、施策の体系化と総合化、推進体制の整備等を実行していくことが必要である。</p> <p>また、施策推進に向けて、健康づくりの拠点としてメディカルセンターの機能強化、市内医療機関との連携強化なども重要となる。</p> |
| 委員の意見等 | <p>市民の行動変容を促すために市民に対して健康づくりの重要性をアピールするとともに、行政が主体的に施策展開することの理解を求めるためには、健康づくりに関する条例を制定することが必要であることを強く感じた。また、当該条例は、基本計画の策定と基本計画に基づく関連施策の総合的、体系的な展開の根拠ともなり得る。</p> <p>今後、健康づくりの意義、その進め方に対する基本方針等を規定する条例を制定し、この条例を前提として「健康いこま21」を見直し、関連施策を体系化、総合化し、実施していくことが必要である。特に、計画の進行管理のための成果を評価するための基準づくりや計画の見直し、取り組みの改善のしくみなどを整備することが重要であると考え。また、計画推進に向けて、市内関係部局の連携、地域の医療機関等との連携などを前提とした推進体制の強化も必要と考える。</p> <p>条例の有用性は理解できたが、条例を策定するだけでは健康づくりは推進できない。ヘルスプロモーションは健康になることを目的とするだけで</p>   |

なく、慢性疾患や障害と上手に付き合い豊かな人生を送ることを目指すものであり、健康増進、疾病予防、QOLの向上をバックアップする保健センターや医療機関があつてこそ、これらの取組が実効性のあるものになると考える。同区には公的機関はないが、保健所と検診や精密検査及び保健指導を行う区立保健センターがあり、がん検診後の精密検査は徹底的に行うなど、医療関係者の熱意が施策を実効性あるものに行っていることを痛感するとともに、生駒市のように保健センターも公的な医療機関もない状況では、条例を制定しても実効性に疑問があり、条例制定と同時に機関の整備の重要性も認識した。

## 別紙

|        |  |
|--------|--|
| 視察先    | 静岡県静岡市   |
| 施策等の名称 | 「静岡市健康福祉基本条例」の制定とこれに基づく健康づくり施策   |
| 視察の目的  | 健康づくりを推進するために条例を制定された自治体を訪れ、条例制定に至る経緯や、条例が健康づくり施策の展開にどのように活かされているのか、また、具体的な健康づくり施策についてなどを担当者から聴取し、生駒市における健康づくりの推進に役立てる。  |
| 施策等の概要 | <p>平成19年4月に、すべての市民が安心して健やかに暮らすことのできるまちを実現するために、「静岡市健康福祉基本条例」が制定され、市民、市、健康福祉サービス提供者の3者が協働し、健康福祉のまちを実現していくことがうたわれている。</p> <p>条例は、総合計画の中の健康福祉基本計画やその下位計画である分野別計画の根拠条例であることから、健康づくり施策が円滑に推進することができ、具体的な健康づくり施策として、年間のべ1万8千人以上が参加する健康教室、ウォーキング講座、リハビリ教室、歯と口の健康支援センターや、リハ・パークしずおかの取組などを行っている。特に、知的障害児に対する歯科医の取組が進んでいる。</p>   |
| 考察     | <p>健康づくりの推進は1986年のWHOオタワ憲章において定義された『ヘルスプロモーション』の考え方に基づき、それまでの個人による取り組みから、社会全体の取り組みへと方向転換し今日に至っている。</p> <p>行政が主体的に市民の健康づくり施策を実施していくためには、健康とは何かの認識、健康づくりの問題が個人の問題ではなく地域の問題であることの認識、その認識の前提に立って行政が健康づくりに取り組むことの意義などを明確化し、市民に理解して頂くことが必要である。</p> <p>そのためにも、健康づくりに係る条例を制定することが必要であり、この条例に基づく基本計画の策定と基本計画に基づく関連施策の総合的、体系的な展開が必要となる。</p> <p>また、展開方向としては、家庭、地域、学校、職場などの健康づくりの推進に向けた環境づくりと個人の行動変容を促すことが重要であり、そのための行政、市民、事業者等の役割分担と連携、さらには市内各関係分野相互の役割分担と連携が重要となる。そこには医療従事者（医師会）の関与も必要であり、計画策定などの段階から十分に協議を行うことが求められる。</p> <p>さらに、計画の実施状況の事後評価など、PDCAサイクルを運用できるよ</p> |

|        |  |
|--------|--|
|        | <p>う、計画の進行管理のためのしくみ、体制の整備が求められる。</p> <p>現在、生駒市では「健康いこま21」が策定されているが、生駒市の健康づくり推進には、その内容、実施体制、進行管理のしくみなどに不十分な点を確認できる。そのため、まず、健康づくりの意義、その進め方に対する基本方針等を規定する条例を制定し、この条例を前提として計画の見直し、施策の体系化と総合化、推進体制の整備等を実行していくことが必要である。</p> <p>また、施策推進に向けて、健康づくりの拠点としてメディカルセンターの機能強化、市内医療機関との連携強化なども重要となる。</p>   |
| 委員の意見等 | <p>市民の行動変容を促すために市民に対して健康づくりの重要性をアピールするとともに、行政が主体的に施策展開することの理解を求めるためには、健康づくりに関する条例を制定することが必要であることを強く感じた。また、当該条例は、基本計画の策定と基本計画に基づく関連施策の総合的、体系的な展開の根拠ともなり得る。</p> <p>今後、健康づくりの意義、その進め方に対する基本方針等を規定する条例を制定し、この条例を前提として「健康いこま21」を見直し、関連施策を体系化、総合化し、実施していくことが必要である。特に、計画の進行管理のための成果を評価するための基準づくりや計画の見直し、取り組みの改善のしくみなどを整備することが重要であると考え。また、計画推進に向けて、庁内関係部局の連携、地域の医療機関等との連携などを前提とした推進体制の強化も必要と考える。</p> <p>条例の有用性は理解できたが、条例を策定するだけでは健康づくりは推進できない。ヘルスプロモーションは健康になることを目的とするだけでなく、慢性疾患や障害と上手に付き合い豊かな人生を送ることを目指すものであり、健康増進、疾病予防、QOLの向上をバックアップする保健センターや医療機関があつてこそ、これらの取組が実効性のあるものになると考える。同市には、市立病院が2箇所あり、特に知的障がい児に対する歯科医の熱心な取組など、医療関係者の熱意が施策を実効性あるものに行っていることを痛感するとともに、生駒市のように保健センターも公的な医療機関もない状況では、条例を制定しても実効性に疑問があり、条例制定と同時に機関の整備の重要性も認識した。</p> |